

第6回



定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2024年3月29日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
東京ミッドタウン日比谷
日比谷三井タワー 8階 Room 1 & 2

議決権行使期限

2024年3月28日（木曜日）
午後6時30分まで

証券コード：4056

ニューラルグループ株式会社

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第7号議案

資本金の額の減少の件

株 主 各 位

証券コード 4056
2024年3月14日
(電子提供措置の開始日2024年3月8日)
東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
ニューラルグループ株式会社
代表取締役社長 重松 路 威

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第6回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.neural-group.com/ir/index.html>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により事前の議決権行使をすることができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月28日(木曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月29日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー8階 Room 1 & 2
オフィス用エレベーターで受付階(9階)に上がっていただき、9階よりエスカレーターで8階会場までお越しください。
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第6期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第6期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 資本金の額の減少の件

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 書面交付請求された株主さまへ交付している書面には、法令および当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しております。したがって、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ①連結計算書類・・・連結注記表
 - ②計算書類・・・個別注記表
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載しているウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 本定時株主総会におきましては、お土産をご用意しておりませんので、予めご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

事業報告

(自2023年1月1日)
(至2023年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染抑制と経済活動の両立を目指し、行動制限の解除と併せて全国旅行支援や水際対策緩和など各種施策が実施されたことにより、社会経済活動全般に改善の動きがみられました。新型コロナウイルス感染拡大を経て、生活習慣の大きな変化がますます進んでいます。在宅勤務・リモートワークの多様化やインターネットやメタバースを通じたショッピングやエンターテインメントの広がりなど、日常生活においてデジタル化が急速に進んでいますが、街なか目を見てみると、デジタル化による便利さを十分に享受できる環境が十分に整ったとは言えない状況が続いています。

一方で、ウクライナ情勢等による不透明感に加え急激な円安の進行から、エネルギーコストや原材料価格の高騰による物価上昇が継続し、家計の実質所得の減少や企業のコスト負担の増加など、家計・企業を取り巻く環境は厳しいものとなりました。

このような経済状況の下で、当社グループは「AIで心躍る未来を」をミッションとして掲げ、枠にとらわれない幅広い領域でのAIサービスの展開によりリアル空間のデジタル化による社会課題の解決を目指しております。生成AI技術をはじめとする最先端技術の向上や、AI技術を通じたリアル社会での地域広告メディアの拡大に加え、エッジAIを活用した高品質なAIサービスでスマートシティの実現と発展に貢献するとともに、事業の持続可能性向上に取り組んでいます。当社グループ事業は、独自開発のAIアルゴリズムによる画像・動画解析と端末処理（エッジコンピューティング）技術を活用した「AIエンジニアリング事業」を展開しており、デジソリユーション、ライフスタイルの2つのサービスドメインで構成されています。これらの事業により、リアル空間のデジタル化による社会課題の解決を目指しております。

デジソリユーションサービスドメインでは、AIカメラを活用して商業施設の大型駐車場や物流施設のトラックバースの効率的な運用を実現する「デジパーク」と、街中の人流解析や防犯に活用いただける「デジフロー」、AIカメラを活用して広告効果の可視化を実現するデジタルサイネージを媒体とした広告サービスを提供しております。また、AIの研究・開発企業であるOpenAI社が提供するChat GPTを用いたWeb解析や口コミへの自動返信機能を兼ね備えた新たなWebサービス「Generative Web」の販売を開始するなど、最先端テクノロジーを活用したサービス展開を推進しております。

ライフスタイルサービスドメインでは、アパレル向けファッショントレンド解析「AIMD」をはじめとする幅広い領域でAIシステムサービスを提供しております。

AIカメラやネットワーク化されたデジタルサイネージの普及で、より便利な社会を実現する新しいサービスを独自に発案し、先端的なAI技術のサービス化を実現するとともに、周辺領域での事業拡大などを通じて事業分野を拡げてまいりました。

当連結会計年度においては、売上高は、OpenAIにより発表されたChatGPTを始めとするAIのモデルの1つである大規模言語モデル（LLM）が注目され第四次産業革命を迎えるといわれているAI市場の追い風を受ける中、2021年度においてユニットベース事業（自社AIサービスの販売）へ移行したサービスについて汎用的なニーズに基づく使いやすさを追求し、増収しました。一方、当社グループは事業成長期にあり、活動を支えるために事業基盤を強化すべく、営業人員の積極的な採用、海外を含む事業拠点の拡大、AIエンジニアの採用及び育成を行った結果、事業拡大に伴う販売費及び一般管理費の増加等により営業損益は悪化しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,178,169千円（前年度比10.4%増）となり、営業損失658,761千円（前連結会計年度は営業損失311,963千円）、経常損失686,776千円（前連結会計年度は経常損失307,824千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は650,123千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失909,182千円）となりました。

なお、当社グループの事業セグメントはAIエンジニアリング事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度において実施しました資金調達は次の通りであります。

イ. ストック・オプションとして発行された新株予約権の権利行使により、総額10,521千円の払込がありました。

ロ. 第三者割当増資によって、総額669,990千円の払込がありました。

② 設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は68,420千円であります。その主なものは、サイネージ機器等の購入に係るものであります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当ありません。

④ 他の会社の事業の譲受の状況

該当ありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当ありません。

⑥ 他の会社（外国会社を含む）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当ありません。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	自2021年1月1日 至2021年12月31日 第 4 期	自2022年1月1日 至2022年12月31日 第 5 期	自2023年1月1日 至2023年12月31日 第 6 期 (当連結会計年度)
売上高	1,010,186千円	2,878,743千円	3,178,169千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	11,267千円	△909,182千円	△650,123千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	0.79円	△63.32円	△43.65円
純 資 産	1,322,734千円	432,443千円	467,908千円
総 資 産	2,419,800千円	3,803,357千円	3,291,133千円

- 注 1. 第4期より連結計算書類を作成しているため、第3期については記載しておりません。
2. 第5期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、第4期以前については新たな表示方法による組替えを行っておりません。
3. 過年度決算に関し、一部誤謬が判明したため、第5期の数値については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	自2020年1月1日 至2020年12月31日 第 3 期	自2021年1月1日 至2021年12月31日 第 4 期	自2022年1月1日 至2022年12月31日 第 5 期	自2023年1月1日 至2023年12月31日 第 6 期 (当事業年度)
売上高	762,789千円	979,051千円	963,680千円	703,754千円
当期純利益又は 当期純損失 (△)	147,358千円	52,775千円	△819,439千円	△369,470千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	10.85円	3.72円	△57.07円	△24.80円
純 資 産	1,206,458千円	1,364,242千円	562,020千円	878,505千円
総 資 産	1,920,995千円	2,429,694千円	3,581,432千円	3,296,982千円

- (注) 1. 当社は、2020年3月27日開催の取締役会決議により、2020年4月15日付で株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、上表記載の1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 第5期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用してお

ります。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、第4期以前については新たな表示方法による組替えを行っておりません。

(4) 対処すべき課題

① 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上し、当連結会計年度においても営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを連続して計上しているため、当連結会計年度末において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しています。しかしながら、足下で営業損失は2四半期連続で縮小しており、第4四半期（自2023年10月1日至2023年12月31日）の営業損失は34,347千円と、第2四半期（自2023年7月1日至2023年9月30日）の営業損失220,980千円から186,633千円縮小しています。

これは、AIライセンス販売からAIサービス販売へのビジネスモデル転換を経て、第4四半期より固定費を回収する営業損益分岐水準に近づいてきていることを示しています。

更に、以下に示す対応策を実施していることから翌連結会計年度は通期営業損益の黒字化を目指しており、各対応策については順調に進捗しております。よって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

イ. 売上及び売上総利益を創出する事業モデル構築

当社子会社のニューラルマーケティング株式会社において、当初想定より新規採用人員の生産性立ち上がりやミドルレイヤーを含む経営人材育成・営業ノウハウの共有化など全国12拠点での大規模な営業管理体制構築に9ヶ月程度の遅れがあったため、当社グループでの事業モデル構築に伴う減損損失及び商品評価損の計上や営業人員の採用投資により赤字が継続していましたが、当連結会計年度末までにAIサービススケール化のための事業体制の構築を終えました。その他、仕入先や外注先とのより強固な協働関係の構築による売上原価の最適化に取り組んでおり、売上総利益率の改善を進めております。

また、当社グループの事業ポートフォリオの見直しを行ってきました。当連結会計年度末においてそれぞれの事業モデルが確立されたことで、サービス群構築に投資してきた人的資源等のリソースを、構築されたサービス群のスケール化へ再配分し、足下の当社グループの競争力を強化してまいります。

ロ. 販売費及び一般管理費の最適化施策

当社グループは事業拡大のための先行投資が続いたことにより販売費及び一般管理費が増加していましたが、当連結会計年度末時点で事業拡大のための体制構築が整いました。これに伴い、当連結会計年度においてグループ企業全ての販売費及び一般管理費の見直しに着手する段階となり、コスト最適化施策の計画・着手に努めて適正なコストコントロールができる状態に改善をしております。また、構築された体制

に適合した稟議等のワークフローのプロセス改善や組織の管理適正化・強化等の改善も行き、生産性高く事業運営ができるよう整備を進めております。具体的な施策としては、以下について取組中です。

- ・国内拠点の統合・最適化に伴う賃料減少
- ・プラットフォーム共通化やR&D改善
- ・広告戦略の見直しに伴う広告費の最適化
- ・社内人材の高度化による業務委託契約の減少
- ・その他固定費の削減

現在推進中のコスト最適化施策の効果が発現し始めており、販売費及び一般管理費の実績は第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）実績728,341千円から第4四半期（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）実績672,082千円と減少し始めており、翌連結会計年度におけるコスト削減効果は約200,000千円を見込んでおります。

ハ. 資金の確保

現金及び預金については、前連結会計年度末1,112,907千円から当連結会計年度末は821,188千円と減少しております。しかしながら、上述の事業モデル構築、販売費及び一般管理費の最適化により、翌連結会計年度からは営業活動によるキャッシュ・フローで運転資金を確保することを見込んでおります。

また、財務面においては、営業利益を創出できる体制が整ってきたため、財政状態を勘案しながら、今後も第三者割当増資や公募による調達等の手段により必要な資金調達を実行する方針です。足下では2024年1月10日を払込期日とする第三者割当有償増資を行っており、200,000千円の資金調達を行っております。

② 開発体制の強化及び優秀な人材の確保

当社における、独自の深層学習技術のライブラリの開発や、端末処理（エッジコンピューティング）による深層学習モデルの低コスト活用といった技術分野での特徴は、当社グループの競争力の源泉の一つであり、今後も継続的な強化が重要であるものと認識しております。国籍を問わずに卓越した能力を持つAIエンジニアの確保及び育成に努めてまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社グループは、一層の事業拡大を見込む成長段階にあり、事業の拡大・成長に応じた内部管理体制の強化が重要な課題であるものと認識しております。経営の公正性・透明性確保のためにコーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容

AIエンジニアリング事業

(6) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（2023年12月31日現在）

① 主要な営業所及び工場

名称	所在地
当社	本社：東京都千代田区 AIテストフィールド：東京都品川区 シンガポール支店：シンガポール
ニューラルエンジニアリング株式会社	本社：東京都千代田区
ニューラルマーケティング株式会社	本社：大阪府大阪市住吉区
Neural Group (Thailand) Co., Ltd.	本社：タイパトゥムワン区

② 従業員の状況

企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
263名	73名増

注 従業員数は就業人員数（取締役兼務者を除く執行役員、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員（アルバイト・パートタイム社員を含む。）は含みません。

当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減
52名	6名増

注 従業員数は就業人員数（取締役兼務者を除く執行役員を含む。）であり、臨時従業員（アルバイト・パートタイム社員を含む。）は含みません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2023年12月31日現在）

①重要な親会社の状況

該当ありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ニューラルエンジニアリング株式会社	15,000千円	100%	エッジAI搭載機器の設置・運用サービスの提供 エッジAIサービスの運用支援
ニューラルマーケティング株式会社	50,000千円	100%	サイネージ広告
Neural Group (Thailand) Co., Ltd.	6,000千バーツ	100%	タイ及び周辺国におけるエッジAIサービス事業及びそれに付随・関連する業務

(8) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	ニューラルマーケティング株式会社
特定完全子会社の住所	大阪府大阪市住吉区千駄2丁目2番24号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	2,517,734千円
当社の総資産額	3,296,982千円

(9) 主要な借入先及び借入額（2023年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	557,720千円
株式会社りそな銀行	290,000千円
株式会社みずほ銀行	250,000千円
株式会社日本政策金融公庫	104,560千円
株式会社愛媛銀行	100,000千円

(注) 当社グループの主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しています。

(10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限行使に関する方針

当社は、創業以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元は経営の重要課題であると認識しております。

しかしながら、当社は未だ成長過程にあると考えており、更なる内部留保の充実を図り、経営体質の強化、事業拡大のための投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び当社を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、毎年6月30日又は12月31日その他基準日を定めて剰余金の配当を

することができる旨を定款に定めております。また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決定により定めることができる旨を定款で定めております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社は2024年2月27日開催の取締役会において、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、2024年3月29日開催の第6回定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしております。
- ② 当社は2023年6月1日に、商号をニューラルポケット株式会社からニューラルグループ株式会社へ変更しました。

2. 株式に関する事項

(1) 大株主の状況 (2023年12月31日現在)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
重松 路威	4,746,400	31.33
オフィス重松株式会社	3,920,000	25.87
特定金外信託受託者 株式会社SMB C信託銀行	698,000	4.61
ソニー株式会社	690,000	4.55
清水 優	458,500	3.03
篠塚 孝哉	282,300	1.86
ミシュースティン ドミートリ	170,300	1.12
シニフィアン・アントレプレナーズファンド投資事業有限責任組合	110,200	0.73
楽天証券株式会社	100,100	0.66
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	78,700	0.52

注 持株比率は自己株式 (140株) を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項 (2023年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 15,150,199株 (うち、自己株式140株)
- ③ 株主数 8,031名

3. 新株予約権の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第5回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		2019年5月15日	2019年9月18日	2020年4月27日
新株予約権の数		10個	35個	87,000個
保有 人数	取締役(社 外取締役を 除く)	1名	1名	2名
	監査役	—	1名	—
新株予約権の目的 となる株式の種類 及び数		当社普通株式 10,000株	当社普通株式 35,000株	当社普通株式 87,000株
新株予約権の行使 に際して出資され る財産の価額		1株当たり501円	1株当たり501円	1株当たり1,394円
新株予約権の行使 期間		2021年5月16日から 2029年5月15日まで	2021年9月19日から 2029年9月18日まで	2022年4月28日から 2030年4月27日まで
新株予約権の主な 行使条件		(注1)	(注1)	(注1)

注1. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次の通りであります。

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、以下の事由に該当した場合は、新株予約権を行使することができない。
 - (i) 当社又は当社の子会社（当社が直接又は間接に発行済株式総数の50%超の株式を保有する子会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員の地位にない場合。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (ii) 新株予約権者が法令又は当社若しくは当社の子会社の社内規程に違反し、当社又は当社の子会社に対する背信行為があった場合。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、新株予約権者の死亡の日をもって当該本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 本新株予約権の行使価額の年間の合計額が金1,200万円（法令の改正により、税制適格要件の一つである年間行使価額の上限金額が変更され、当該変更後の上限金額が本新株予約権に適用される場合には、その変更後の上限金額）を上回らない範囲で行使することができる。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 本新株予約権は、当社の普通株式が国内外を問わずいずれかの証券取引所、店頭市場その他の公開市場に上場又は登録された日以降に行使することができる。この場合において、本新株予約権は以下の(i)乃至

至 (iii) に定める区分に従って、順次、行使可能となるものとする。

- (i) 割当日から2年後の応当日から割当日から3年後の応当日の前日までは、割当てられた本新株予約権の個数の3分の1 (1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。) について、行使可能となる。
- (ii) 割当日から3年後の応当日から割当日から4年後の応当日の前日までは、行使された本新株予約権の累積個数 (上記 (i) の期間中に行使された本新株予約権の個数を含む。) が割当てられた本新株予約権の個数の3分の2 (1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。) に満つるまで行使可能となる。
- (iii) 割当日から4年後の応当日から行使期間末日までは、割当てられた本新株予約権の全ての個数について、行使可能となる。

なお、その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

注2. 2020年4月15日付で普通株式1株につき1,000株とする株式分割を行っており、当該株式分割前に発行された新株予約権につきましては、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

注3. 一部の取締役が保有している新株予約権は、いずれも使用人として在籍中に付与されたものです。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	重松 路威	社長執行役員
取締役	種 良典	CFO執行役員 財務管理本部 本部長 Neural Group (Thailand) Co., Ltd. 取締役
取締役	山本 正晃	常務執行役員 ニューラルマーケティング株式会社 代表取締役社長兼CEO
取締役	山岸 洋一	キャリアフィロソフィー株式会社 代表取締役社長 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役 ラオックス株式会社 社外監査役 BionicM株式会社 社外監査役 シャディ株式会社 社外監査役 ファイメクス株式会社 社外監査役 情報経営イノベーション専門職大学 客員教授 SBI大学院大学 教授
取締役	蓮見 麻衣子	有限会社エバーリッチアセットマネジメント 執行役 Zホールディングス株式会社（現：LINEヤフー株式会社） 社外取締役 株式会社サイバー・バズ 社外取締役
常勤監査役	竹村 実穂	ニューラルエンジニアリング株式会社 監査役 ニューラルマーケティング株式会社 監査役
監査役	若松 俊樹	Saltus法律事務所 代表 株式会社Orchestra Holdings 社外取締役 株式会社Voicy 社外取締役 エンゲート株式会社 社外監査役 ベステラ株式会社 社外取締役 株式会社SFIDA X 社外取締役
監査役	白井 元	株式会社グリーンティー 代表取締役 株式会社クリュートメディカルシステムズ 社外監査役 株式会社obniz 社外監査役 株式会社トヨコー 取締役 監査法人FRIQ パートナー

注1. 取締役山岸洋一氏及び蓮見麻衣子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

注2. 常勤監査役竹村実穂氏、並びに監査役若松俊樹氏及び白井元氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

注3. 常勤監査役竹村実穂氏及び監査役白井元氏は、以下の通り、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・ 常勤監査役竹村実穂氏は、監査法人での実務経験及び事業会社での監査役の経験があり、また、公認会計士の資格を有しています。
- ・ 監査役白井元氏は、監査法人での実務経験及びコンサルティング会社での経験があり、また、公認会計士の資格を有しています。

注4. 当社は、社外取締役山岸洋一氏及び蓮見麻衣子氏、並びに社外監査役竹村実穂氏、若松俊樹氏及び白井元

氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

注5. 2023年3月30日開催の第5回定時株主総会において、山本正晃氏が取締役就任いたしました。

注6. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
佐々木 雄一	2023年2月17日	辞任	当社取締役 CTO執行役員 技術開発本部 本部長

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう企業価値向上に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬等は、役割、職務、職位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬として、基本報酬及び担当事業の業績を踏まえた役員賞与及び非金銭報酬等を支払うこととします。

2. 基本報酬(金銭報酬等)に関する個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とします。報酬額は、一般的な商慣習、他社の事例を参考とし、役位、職責に応じて、従業員に対して支給される給与の額を考慮しながら、決定するものとします。

3. 役員賞与(業績連動報酬等に該当する金銭報酬等)並びに非金銭報酬等に係る業績指標の内容及び報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の役員賞与は、現金報酬とし、総額案を算定した後に各取締役への配分案を算定します。賞与総額案については、特に売上高や営業利益などの経営指標や一般的な商慣習、他社の事例を参考とし、総合的に勘案した上で算定します。各取締役への配分の決定方針及び支給時期は、業績や各取締役の企業価値向上に向けた貢献等を総合的に勘案して決定するものとします。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式又は各種ストック・オプションとし、総額案を算定した後に各取締役への配分案を算定します。非金銭報酬総額案については、特に売上高や営業利益などの経営指標や一般的な商慣習、他社の事例を参考とし、総合的に勘案した上で算定します。各取締役へ支給する非金銭報酬等の算定方法の決定方針及び支給時期、条件の決定に関する方針は、業績や各取締役の企業価値向上に向けた貢献等を総合的に勘案して決定するものとします。

4. 金銭報酬等の額及び業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等は、基本報酬及び役員賞与、非金銭報酬で構成され、役員賞与及び非金銭報酬の割合は取締役会の助言のもと、企業価値向上に資する形で支給時に決定します。なお、役員賞与、非金銭報酬については支給しないこともあります。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとします。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額並びに役員賞与の額、非金銭報酬等の算定方法及び条件、各報酬の割合、支給時期の決定とします。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役に助言し、上記の委任を受けた代表取締役は、当該助言に従って上記の決定を行わなければならないこととします。

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長執行役員重松路威が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額並びに役員賞与の額、非金銭報酬等の算定方法及び条件、各報酬の割合、支給時期の決定とし、取締役会は、当該権限が代表取締役社長執行役員によって適切に行使されるよう、助言を行いました。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門、業績や会社運営への貢献等について評価を行うには代表取締役社長執行役員が最も適していると判断したためであります。

③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は代表取締役社長執行役員重松路威に対して取締役の個人別の報酬等を決定する権限が適切に行使されるよう助言を行っており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されること、及び報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の 員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	67,871	67,871	—	—	6
(うち社外取締役)	(8,400)	(8,400)	(—)	(—)	(2)
監査役	15,500	15,500	—	—	3
(うち社外監査役)	(15,500)	(15,500)	(—)	(—)	(3)
計	83,371	83,371	—	—	9
(うち社外役員)	(23,900)	(23,900)	(—)	(—)	(5)

注1. 取締役の報酬は、2020年3月27日開催の第2回定時株主総会において、年額300,000千円以内と、決議いただいております。当該決議の対象となった役員数は、取締役7名(うち社外取締役3名)です。

注2. 監査役の報酬は、2020年3月27日開催の第2回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

注3. 非金銭報酬等であるストック・オプションの内容及び交付状況は、本「(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載のほか、「3. 新株予約権の状況」に記載の通りです。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員並びにこれらの相続人を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしており、1年毎に契約更新しております。次回契約時には同内容での更新を予定しております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役	山岸 洋一	キャリアフィロソフィー株式会社 代表取締役社長 株式会社ディー・エル・イー 社外取締役 ラオックス株式会社 社外監査役 BionicM株式会社 社外監査役 シャディ株式会社 社外監査役 ファイメクス株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
取締役	蓮見 麻衣子	有限会社エパーリッチアセットマネジメント 執行役 Zホールディングス株式会社（現：LINEヤフー株式会社） 社外取締役 株式会社サイバー・バズ 社外取締役 株式会社ABCash Technologies 社外取締役	特別の関係はありません。
監査役	竹村 実穂	ニューラルエンジニアリング株式会社 監査役 ニューラルマーケティング株式会社 監査役	ニューラルエンジニアリング株式会社及びニューラルマーケティング株式会社は当社の子会社であります。
監査役	若松 俊樹	Saltus法律事務所 代表 株式会社Orchestra Holdings 社外取締役 株式会社Voicy 社外取締役 エンゲート株式会社 社外監査役 ベステラ株式会社 社外取締役 株式会社SFIDA X 社外取締役	特別の関係はありません。
監査役	白井 元	株式会社グリーンティー 代表取締役 株式会社クリュートメディカルシステムズ 社外監査役 株式会社obniz 社外監査役 株式会社トヨコー 取締役 監査法人FRIQ パートナー	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況（社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を含む。）
取締役	山岸 洋一	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。長年にわたる証券会社での豊富な経験と公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うという役割を適切に果たしております。
取締役	蓮見 麻衣子	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。ファンドマネージャーとしての豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うという役割を適切に果たしております。
監査役	竹村 実穂	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	若松 俊樹	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	白井 元	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

注 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,000千円

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、内部統制システムに関する基本方針に基づき、内部統制システムの整備・運用を行っております。内部統制システムに関する基本方針は、以下の通りであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保します。

(b)リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、取締役および使用人が法令、定款および企業倫理を遵守するように努めます。

(c)法令、定款に違反する行為がおこなわれ、また、おこなわれようとしている場合の報告体制として、社内

通報窓口を設置しております。

- (d)適法・適正な業務運営がおこなわれていることを確認するため、執行部門から独立した内部監査実施者による内部監査を実施します。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a)取締役の職務の執行にかかる情報は、社内規程の定めその他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築します。
 - (b)保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持します。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 損失の危険の管理に関する体制は、リスク管理・コンプライアンス委員会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行います。また、必要に応じて各部門の担当者をリスク管理・コンプライアンス委員会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告を実施します。リスク管理・コンプライアンス委員会は、リスク管理・コンプライアンス違反行為またはその恐れが生じた場合、その対応を取締役会に報告します。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて随時開催する臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行います。
 - (b)業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行います。
- e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a)子会社の取締役又は監査役として当社役員を派遣して子会社の業務執行状況を管理・監督するとともに、子会社の取締役及び使用人は必要に応じて当社の重要会議に出席して事業進捗状況や重要事項について定期的に報告を行います。当社グループ全体として重要な事項については、当社の取締役会での事前審議又は報告を行います。
 - (b)子会社の事業内容や規模等に応じて、当社の社内規程に準じた社内規程を制定し、子会社の損失危険管理体制、子会社の取締役等の職務執行の効率性確保体制、子会社の取締役及び使用人の職務執行の法令及び定款の遵守体制を整備します。
 - (c)内部監査実施者は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役社長へ報告します。
 - (d)監査役会は、当社の取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、必要に応じて、子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査します。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (a)監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置します。
 - (b)監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。
 - (c)監査を補助する使用人に対する監査役からの指示は、取締役及びその他の使用人からの指揮命令を受けないこととします。
- g. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a)監査役は、取締役会等の重要会議に出席して重要事項等の報告を受けます。
 - (b)当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。
- h. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (a)内部通報規程に基づく通報または監査役に対する報告をしたことを理由として、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し不利益な取り扱いを行いません。
- (b)前項の内容を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底します。
- i. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、会社が支払うものとします。
- j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(a)監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役が監査を通じて気付いた重要な点や監査の実効性を高めるための要望等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めます。
(b)監査役は定期的に会計監査人、内部監査実施者と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。
- k. 反社会的勢力を排除するための体制
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①原則として月に1回開催の取締役会、四半期に1回開催のリスク管理コンプライアンス委員会等の重要会議において、取締役の職務の執行状況、当社及び子会社のリスク管理コンプライアンスの状況を確認しております。
- ②監査役は、取締役会及び監査役会への出席のほか、定期的に当社及び子会社の取締役、会計監査人、内部監査担当等と協議の場を設け、情報収集・情報交換を行っており、常勤監査役はリスク管理コンプライアンス委員会等の重要会議に出席して随時重要事項の報告を受けております。
- ③内部監査実施者は、年間の監査計画に基づき、当社及び子会社において法令及び社内規程に従い業務が適切に行われるよう内部監査を実施し、監査結果は代表取締役へ報告しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針 該当ありません。



※ 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2023年12月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,628,562	流動負債	1,634,118
現金及び預金	821,188	買掛金	56,290
受取手形	7,665	1年内償還予定の社債	36,000
売掛金	402,056	短期借入金	700,000
契約資産	24,143	1年内返済予定の長期借入金	554,556
棚卸資産	282,349	未払法人税等	18,404
その他	91,160	契約負債	39,299
固定資産	1,662,570	賞与引当金	4,452
有形固定資産	65,731	その他	225,114
建物及び構築物	33,281	固定負債	1,189,106
工具、器具及び備品	143,632	社債	30,000
車両運搬具	2,578	長期借入金	1,098,924
減価償却累計額	△113,760	退職給付に係る負債	60,182
無形固定資産	1,240,475	負債合計	2,823,224
ソフトウェア	5,219	純資産の部	
顧客関連資産	187,804	株主資本	451,215
のれん	1,047,451	資本金	419,361
投資その他の資産	356,363	資本剰余金	1,763,538
投資有価証券	157,215	利益剰余金	△1,731,156
繰延税金資産	62,915	自己株式	△528
敷金及び保証金	134,998	その他の包括利益累計額	△14
その他	1,234	為替換算調整勘定	△14
		新株予約権	15,385
		非支配株主持分	1,321
		純資産合計	467,908
資産合計	3,291,133	負債純資産合計	3,291,133

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

自 2023年1月1日
至 2023年12月31日

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,178,169
売上原価		1,115,027
売上総利益		2,063,141
販売費及び一般管理費		2,721,903
営業損失 (△)		△658,761
営業外収益		
受取利息	42	
受取配当金	1	
為替差益	1,065	
受取保険金	1,271	
違約金収入	750	
その他	709	3,840
営業外費用		
支払利息	23,449	
株式交付費	8,118	
その他	287	31,855
経常損失 (△)		△686,776
特別利益		
固定資産売却益	909	
投資有価証券売却益	2,836	
自己新株予約権消却益	952	4,698
特別損失		
固定資産売却損	1,348	
固定資産処分損	1,332	
減損損失	64,674	67,355
税金等調整前当期純損失 (△)		△749,433
法人税、住民税及び事業税	4,271	
法人税等調整額	△97,048	△92,776
当期純損失 (△)		△656,656
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△6,533
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△650,123

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

自 2023年1月1日

至 2023年12月31日

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	79,106	1,423,283	△1,051,849	△495	450,044
過去の誤謬の訂正による累積的影響額			△29,183		△29,183
誤謬の訂正を反映した当期首残高	79,106	1,423,283	△1,081,032	△495	420,861
当期変動額					
新株の発行	340,255	340,255			680,511
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△650,123		△650,123
自己株式の取得				△33	△33
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	340,255	340,255	△650,123	△33	30,354
当期末残高	419,361	1,763,538	△1,731,156	△528	451,215

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,673	－	1,673	9,907	0	461,626
過去の誤謬の訂正による累積的影響額						△29,183
誤謬の訂正を反映した当期首残高	1,673	－	1,673	9,907	0	432,443
当期変動額						
新株の発行						680,511
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)						△650,123
自己株式の取得						△33
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△1,673	△14	△1,687	5,477	1,321	5,110
当期変動額合計	△1,673	△14	△1,687	5,477	1,321	35,465
当期末残高	－	△14	△14	15,385	1,321	467,908

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

ニューラルエンジニアリング株式会社、ニューラルマーケティング株式会社、
Neural Group (Thailand) Co., Ltd.、Neural Solutions (Thailand) Co., Ltd.

連結の範囲の変更

当連結会計年度において、Neural Solutions (Thailand) Co., Ltd.を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Neural Group (Thailand) Co., Ltd.及びNeural Solutions (Thailand) Co., Ltd.の決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っておりません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）であります。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法であります。投資事業組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げにより算定）であります。

仕掛品 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げにより算定）であります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	6～19年
工具、器具及び備品	3～15年
車両運搬具	2～4年

② 無形固定資産（のれんを除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

ソフトウェア	5年
顧客関連資産	10年

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費・・・支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関するAIエンジニアリング事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点(収益を認識する時点)は以下の通りであります。

デジパーク、デジフロー及びデジルックサービス等におけるハードウェアやパッケージソフトウェアの販売、設置工事については、顧客による検収で履行義務が充足されると判断し、検収完了時点で収益を認識しております。

ライセンスフィーや運用・保守等の定額サービス及びデジパーク、デジフロー等の導入サービスやそれを含む効果分析に関するコンサルティングの提供については、契約義務を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。

受注制作のソフトウェアについて、履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受する場合には、進捗度に応じて一定期間にわたり収益を認識する方法により収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い顧客との契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の及ぶ期間(12年)にわたり定額法で償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度に係る連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. ニューラルマーケティング株式会社に係る顧客関連資産及びのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客関連資産	187,804
のれん	1,047,451

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っています。ニューラルマーケティング株式会社に係る顧客関連資産及びのれんについては、取得原価のうちこれらに配分された金額が相対的に多額であり、のれんが帰属する事業拡大のために積極的な採用活動による人員採用を行った結果として当連結会計年度において営業損失を計上していることから、減損の兆候が存在すると判断しました。検討の結果、これらの資産に関連する事業から生じる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、当連結会計年度において減損損失の認識をしておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画において、特に重要な構成要素は、デジタルLEDサイネージの売上高、売上総利益率及び販売費及び一般管理費にかかる見積りです。これらの見積りは、大規模な人員体制を前提とした受注金額の拡大、仕入先や外注先との協働による原価低減、固定費の削減などの施策が、実際に効果を発現するという重要な仮定に基づいて策定しております。

これらの割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおいて用いた重要な仮定は合理的であると判断しておりますが、将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類における、顧客関連資産及びのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

(誤謬の訂正に関する注記)

1. 誤謬の内容

当社は、2023年8月10日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社の連結子会社であるニューラルマーケティング株式会社において、前連結会計年度における棚卸資産の誤謬による過大計上と、これに伴う売上原価の過小計上が判明しました。このため、当連結会計年度の期首における利益剰余金の額を訂正しております。

2. 当連結会計年度の期首における純資産額に対する影響額

過去の誤謬の訂正に伴う当連結会計年度の期首における利益剰余金に対する影響額は、29,183千円の減少となります。

(連結貸借対照表に関する注記)

当座貸越契約

当社グループでは、資金調達の安定性を高めるため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

当連結会計年度	
当座貸越極度額	700,000千円
借入実行残高	700,000千円
差引額	—

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
ニューラルグループ株式会社 (東京都千代田区)	共用資産	建物附属設備、工具、 器具及び備品、その他	63,969千円
Neural Group (Thailand) Co., Ltd. (タイ王国)	共用資産	工具、器具及び備品	705千円
合計			64,674千円

(共用資産)

(1) 減損損失の認識に至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであることから回収可能性を検討した結果、当該減少額

64,674千円を減損損失として特別損失に計上しました。

(2) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によってグルーピングを行っています。本社等の事業用資産については、独立したキャッシュ・フローを生みださないことから共用資産としております。

(3) 回収可能価額の算定方法等

帳簿価額を回収可能価額まで減額し、これらの減少額を減損損失として特別損失に計上しました。なお、回収可能価額は、正味売却価額によっていますが、転用及び売却の可能性が低いため価値を見込んでおりません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度末の発行済株式の総数	普通株式	15,150,199	株
当連結会計年度末における新株予約権(権利行使期間の初日が到来し、 ていないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数	普通株式	263,272	株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動に必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は普通預金としており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであります。

投資有価証券は、投資事業有限責任組合出資金及び業務上の関係を有する企業の株式等であり、発行体の信用リスク又は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は全て1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に運転資金及び設備投資並びにM&Aに必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売管理・債権管理規程に従い、営業債権について、財務管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の連結貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況や時価等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、財務管理本部が月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金	402,056	402,056	—
(2) 敷金及び保証金(*2)	107,148	94,075	△13,073
資産計	509,204	496,131	△13,073
(1) 買掛金	56,290	56,290	—
(2) 短期借入金	700,000	700,000	—
(3) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	66,000	65,693	△306
(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,653,480	1,652,026	△1,453
負債計	2,475,770	2,474,010	△1,759

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)連結貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額27,849千円であります。

(* 3)市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表額は以下の通りであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
組合出資金	157,215

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	821,188	—	—	—
売掛金	402,056	—	—	—
敷金及び保証金	1,109	5,362	11,082	89,594
合計	1,224,354	5,362	11,082	89,594

(注2) 短期借入金、社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	700,000	—	—	—	—	—
社債	36,000	20,000	10,000	—	—	—
長期借入金	554,556	391,849	336,870	239,037	119,720	11,448
合計	1,290,556	411,849	346,870	239,037	119,720	11,448

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

売掛金及び買掛金並びに短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	94,075	－	94,075
資産計	－	94,075	－	94,075
社債（1年内償還予定の社債を含む）	－	65,693	－	65,693
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	－	1,652,026	－	1,652,026
負債計	－	1,717,720	－	1,717,720

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債(1年内償還予定の社債を含む)

社債の時価は、元利金の合計額と、同様の社債発行を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

当社グループはAIエンジニアリング事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の内訳は以下のとおりです。

	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
デジソリューションサービス	2,751,095千円
ライフスタイルサービス	417,305千円
顧客との契約から生じる収益	3,168,400千円
その他の収益	9,768千円
外部顧客への売上高	3,178,169千円

(注) その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「3. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (千円)
期首残高	39,918
期末残高	39,299

契約負債は主に、当社が受領した前受金のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。なお、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。また、当連結会計年度において、過去期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	29.78円
1株当たり当期純損失(△)	△43.65円

(重要な後発事象に関する注記)

(第三者割当による新株式発行)

当社は、2023年12月22日付の取締役会において、下記のとおり一般社団法人共同通信社及びクロスプラス株式会社（以下それぞれ「共同通信社」及び「クロスプラス」又は個別に若しくは総称して「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を行うことについて決議いたしました。また、共同通信社との間では個別に業務提携契約（以下「本業務提携契約」といい、本第三者割当増資に関して共同通信社との間で締結した第三者割当契約及び本業務提携契約に基づく資本業務提携を以下「本資本業務提携」といいます。）を締結することを決議し、2024年1月10日に割当先からの払込が完了しております。

I. 本第三者割当増資の概要

1. 本第三者割当増資の目的及び理由

(1) 背景

当社グループは「AIで心躍る未来を」をミッションとし、リアル空間のデジタル化による社会課題の解決を目指しております。創業以来、画像認識に関わる独自のAIアルゴリズムやエッジ処理技術を組み合わせた数多くの独自AIサービスを開発・提供して参りました。AIカメラやAIデジタルサイネージを中心にスマートシティ領域での事業拡大、プロダクト拡大、地域拡大を進める中、それらの活動を更に加速し、グローバルでの飛躍的な事業展開を実現するため、当社では多くの事業シナジーが見込める企業とのパートナーシップを模索してきました。

また、当社グループは、当面の運転資金を確保した上で財務体質を強化するとともに新規事業を行うための開発・投資資金を調達することを必要としております。なお、本第三者割当増資は2023年5月12日に実施したソニー株式会社を引受先とする資本参画に続くものであり、今後も事業シナジーが見込める企業とのパートナーシップ強化を引き続き模索して参ります。割当先として、各社の選定理由は次の通りです。

① 共同通信社

共同通信社は、国内外のニュースを幅広く取材し、記事や写真、映像を全国の新聞社やNHK、民間放送局、海外メディアに配信しています。日本語だけでなく英語や中国語などでも配信し、アジア

に軸足を置く日本を代表する総合国際通信社です。グループ会社を含め、ウェブ媒体やデジタルサイネージなどさまざまなメディアにも情報を提供しています。電車やバス、商業施設などに設置されるサイネージ（OOHメディア）は成長著しく、子会社の共同通信デジタルはサイネージ向けコンテンツで国内トップ級のシェアを有しています。

当社グループでは「エッジA1による空間での見える化」「デジタルサイネージによる空間での情報発信」「OOH広告による空間での収益化」を包括的に提供する事業モデルを構築してまいりました。共同通信グループとは、従前より、当社が展開する各種サイネージでのコンテンツ放映などで提携してきた実績があります。本第三者割当増資をきっかけにサイネージ領域を中心とした協業を深め、成長するOOH広告市場でのサービスの充実と事業規模拡大を図ってまいります。

② クロスプラス

大手アパレル製造卸のクロスプラスは、アパレル製品の企画製造卸売事業、D2C事業、SPA事業と広範な事業展開を行っています。当社創業以来、同社とはファッショントレンド解析サービス「AI-MD」の提供をはじめとするAIサービスに関連した取引関係を続けております。ファッショントレンドのAI分析を活用し、従来は経験則で行っていたトレンド把握・商品企画・マークダウン判断等の業務のデジタル化など、アパレル業界へのAI技術の適用を共同して進めて来ました。直近の生成AI技術の飛躍的な進化と普及の追い風を受け、益々アパレル業界へのAI技術の適用が期待される中、同社との長期的な関係強化と資本面における提携関係の構築を通じ、双方既存サービスの拡大と最新AI技術を活用した新サービスの開発を目指して参ります。

本第三者割当増資により、グループにおける成長事業への投資資金に充当することは、売上の増加や収益率の向上に繋がり、ひいては企業価値の向上が期待されます。一方で、各割当先につきましても当社グループが取り扱う広範なAI技術分野、サイネージ分野、また広告分野での事業拡大が見込めることから、本第三者割当増資を決定いたしました。今後、事業面における提携関係の強化・発展に向けた協議を進めてまいります。

(2) 共同通信社との業務提携契約の内容

当社及び共同通信社は、下記のデジタルサイネージ領域における業務提携を行います。

- (A) 当社グループが運営するデジタルサイネージ（当社が運営する或いは運営代行をするマンションサイネージメディア及び屋外大型ビジョン等）における共同通信社のサイネージ向けコンテンツの採用
- (B) 当社グループによる共同通信社のサイネージ向けコンテンツの販売代行
- (C) 共同通信社が管理・運営する屋外広告枠について、当社グループによる広告主への営業代理
- (D) 共同通信社・当社グループ双方による営業先の紹介

また、これらに加え、共同通信社及び当社グループの提携の更なる深化に関する検討及び協議を進めて参ります。

2. 本資本業務提携契約締結先の概要

- (1) 名称 一般社団法人共同通信社
- (2) 所在地 東京都港区東新橋1丁目7番地1号
- (3) 代表者の役職・氏名 社長 水谷 亨
- (4) 事業内容 国内・外ニュース、写真・映像の収集、編集、配信
- (5) 資本金 一般社団法人組織のためなし

3. 本資本業務提携及び本第三者割当増資の日程

- (1) 取締役会決議日 2023年12月22日
- (2) 本業務提携契約締結日 2023年12月22日
- (3) 本資本提携契約締結日 2023年12月22日
- (4) 本資本業務提携の事業開始日 2023年12月22日
- (5) 本新株発行に係る払込期日 2024年1月10日

II. 第三者割当による新株式発行

1. 募集の概要

- (1) 払込期日 2024年1月10日
- (2) 発行新株式数 普通株式180,832株
- (3) 発行価額 1株につき1,106円
- (4) 資本組入額 1株につき553円
- (5) 調達資金の額 200,000,192円
- (6) 募集又は割当方法（割当先） 第三者割当の方法によって行います。
クロスプラス 本新株式90,416株
共同通信社 本新株式90,416株
- (7) その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。

2. 募集の目的及び理由

上記「I. 本第三者割当増資の概要 1. 本第三者割当増資の目的及び理由」をご参照ください。

3. 資金の使途

本第三者割当増資における調達資金の使途については、AIエンジニア等の人件費を主とする研究開発費として充当し、アパレル領域及びデジタルサイネージ領域のサービス拡充を図る予定であります。

(資本金の減少)

当社は、2024年2月27日開催の取締役会において、2024年3月29日開催予定の第6回定時株主総会に、資本金の額の減少について付議することを決議いたしました。

1. 資本金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

2024年1月31日時点の資本金の額519,361,899円のうち、509,361,899円を減少させ、10,000,000円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合は、上記資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本金の額の減少の日程

- (1) 取締役会決議日 2024年2月27日
- (2) 定時株主総会決議日 2024年3月29日（予定）
- (3) 債権者異議申述最終期日 2024年5月8日（予定）
- (4) 減資の効力発生日 2024年5月15日（予定）

貸借対照表

2023年12月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	685,139	流動負債	1,018,133
現金及び預金	379,755	買掛金	3,917
受取手形、売掛金及び契約資産	220,587	短期借入金	700,000
商品	59,762	1年内返済予定の長期借入金	224,940
前払費用	22,980	未払金	35,543
関係会社未収入金	6,674	未払費用	14,134
その他	2,053	未払法人税等	16,423
貸倒引当金	△6,674	契約負債	5,918
固定資産	2,611,843	預り金	8,900
有形固定資産	-	未払消費税等	8,356
建物	11,465	固定負債	1,400,343
工具、器具及び備品	71,246	長期借入金	377,340
減価償却累計額	△82,712	関係会社長期借入金	1,021,443
投資その他の資産	2,611,843	受入敷金保証金	1,560
関係会社株式	2,525,322	負債合計	2,418,477
関係会社長期貸付金	50,086	純資産の部	
敷金及び保証金	67,934	株主資本	863,120
貸倒引当金	△31,500	資本金	419,361
		資本剰余金	1,763,538
		資本準備金	1,088,950
		その他資本剰余金	674,588
		利益剰余金	△1,319,251
		その他利益剰余金	△1,319,251
		繰越利益剰余金	△1,319,251
		自己株式	△528
		新株予約権	15,385
		純資産合計	878,505
資産合計	3,296,982	負債純資産合計	3,296,982

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

損 益 計 算 書

自 2023年 1月 1日
至 2023年12月31日

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		703,754
売上原価		230,993
売上総利益		472,760
販売費及び一般管理費		706,686
営業損失 (△)		△233,925
営業外収益		
受取利息	68	
受取家賃	7,200	
その他	14	7,282
営業外費用		
支払利息	26,081	
株式交付費	8,118	
貸倒引当金繰入額	31,500	
その他	121	65,821
経常損失 (△)		△292,464
特別利益		
自己新株予約権消却益	952	952
特別損失		
減損損失	63,969	
関係会社株式評価損	11,699	75,668
税引前当期純損失 (△)		△367,180
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
当期純損失 (△)		△369,470

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

自 2023年 1月 1日
至 2023年12月31日

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計
当期首残高	79,106	748,694	674,588	1,423,283	△949,781	△949,781
事業年度中の変動額						
新株の発行	340,255	340,255		340,255		
自己株式の取得						
当期純損失 (△)					△369,470	△369,470
株主資本以外の項目の当 期変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	340,255	340,255	-	340,255	△369,470	△369,470
当期末残高	419,361	1,088,950	674,588	1,763,538	△1,319,251	△1,319,251

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△495	552,112	9,907	562,020
事業年度中の変動額				
新株の発行		680,511		680,511
自己株式の取得	△33	△33		△33
当期純損失 (△)		△369,470		△369,470
株主資本以外の項目の当 期変動額 (純額)			5,477	5,477
事業年度中の変動額合計	△33	311,007	5,477	316,485
当期末残高	△528	863,120	15,385	878,505

※ 金額表示については、千円未満の端数を切り捨てております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法に基づく原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げにより算定）
であります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～18年

工具、器具及び備品 3～15年

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費・・・支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関するAIエンジニアリング事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点(収益を認識する時点)は以下の通りであります。

デジパーク、デジフロー等におけるハードウェア販売や設置工事については、顧客による検収で履行義務が充足されると判断し、検収完了時点で収益を認識しております。

ライセンスフィーや運用・保守等の定額サービス及びデジパーク、デジフロー等の導入サービスやそれを含む効果分析に関するコンサルティングの提供については、契約義務を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。

受注制作のソフトウェアについて、履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受する場合には、進捗度に応じて一定期間にわたり収益を認識する方法により収益を認識しています。なお、契約に

おける取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い顧客との契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度に係る計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. ニューラルマーケティング株式会社に係る関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式	2,525,322

上記のうち、ニューラルマーケティング株式会社の関係会社株式の帳簿価額は2,517,734千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ニューラルマーケティング株式会社の株式については、顧客関連資産の資産価値及びのれんの超過収益力を反映した実質価額で取得しております。顧客関連資産の資産価値及びのれんの超過収益力等が見込めなくなることにより、実質価額が大幅に低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理が必要となります。当事業年度においては、ニューラルマーケティング株式会社の評価にあたり、顧客関連資産の資産価値及び超過収益力を反映した実質価額と取得価額の比較による評価を行った結果、実質価額の著しい低下はないものと判断しております。

顧客関連資産の資産価値及び超過収益力の基礎となる事業計画において、重要な構成要素は、デジタルLEDサイネージの売上高、売上総利益率及び販売費及び一般管理費にかかる見積りです。これらの見積りは、大規模な人員体制を前提とした受注金額の拡大、仕入先や外注先との協働による原価低減、固定費の削減などの施策が、実際に効果を発現するという重要な仮定に基づいて策定しております。

これらの見積りにおいて用いた重要な仮定は合理的であると判断しておりますが、将来の不確実な状況変化により仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類における、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

当座貸越契約

当社では、資金調達の安定性を高めるため、取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

当事業年度	
当座貸越極度額	700,000千円
借入実行残高	700,000千円
差引額	－

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	6,674 千円
長期金銭債権	50,086 千円
短期金銭債務	1,575 千円
長期金銭債務	1,023,003 千円

(損益計算書に関する注記)

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
ニューラルグループ株式会社 (東京都千代田区)	共用資産	建物附属設備、工具、 器具及び備品、その他	63,969千円
合計			63,969千円

(共用資産)

(1) 減損損失の認識に至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであることから回収可能性を検討した結果、当該減少額63,969千円を減損損失として特別損失に計上しました。

(2) 資産のグルーピングの方法

当社は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によってグルーピングを行っています。本社等の事業用資産については、独立したキャッシュ・フローを生みださないことから共用資産としております。

(3) 回収可能価額の算定方法等

帳簿価額を回収可能価額まで減額し、これらの減少額を減損損失として特別損失に計上しました。なお、回収可能価額は、正味売却価額によっていますが、転用及び売却の可能性が低いため価値を見込んでおりません。

関係会社との取引高

営業取引	206,560 千円
営業取引以外の取引	17,155 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 140 株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	140,450 千円
減価償却超過額(減損損失を含む)	78,166 //
商品評価損	21,288 //
関係会社貸倒引当金	11,689 //
税務上の繰越欠損金	135,969 //
その他	6,176 //
繰延税金資産小計	393,740 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△135,969 //
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△257,770 //
評価性引当額小計	△393,740 //
繰延税金資産合計	- 千円
繰延税金資産純額	- 千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ニューラルマーケティング株式会社	(所有) 直接100%	資金の借入	資金の返済	330,249	関係会社長期借入金	1,021,443
			社員の出向 経営指導	人件費及び 経費の立替	190,671	関係会社未 収入金	-
子会社	NEURAL GROUP (THAILAND) CO., LTD.	(所有) 直接49.9% 間接50.1%	資金援助 役員の兼任	資金の貸付	31,500	関係会社長期貸付金	31,500

(注) 1. 人件費及び経費の立替は、主に人件費等の支払いを当社が立替したことによるものであります。

なお、人件費及び経費は、実費相当額であります。

2. NEURAL GROUP (THAILAND) CO., LTD.に対する資金の貸付については、同貸付に対して貸倒引当金31,500千円を貸倒引当金繰入額として営業外費用に計上しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 56.97円

1株当たり当期純損失(△) △24.80円

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2024年 2月27日

ニューラルグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 裕之
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 朝岡 まゆ美

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニューラルグループ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニューラルグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年 2月27日

ニューラルグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 裕之

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 朝岡 まゆ美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニューラルグループ株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月27日

ニューラルグループ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 竹村 実 穂 ㊟

監査役（社外監査役） 若松 俊 樹 ㊟

監査役（社外監査役） 白井 元 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を、継続的な企業価値の向上にとって不可欠な要素であり、重要な経営課題の一つであると認識しております。今般、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により、取締役会の監督機能を一層強化することで、更なるコーポレート・ガバナンスの強化と持続的な成長による企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することとしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。また、その他所要の見直しを行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社に置く取締役は、10名以内とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社に置く取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(取締役の選任) 第19条 (新設)</p> <p>取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>2</u> 当会社に置く監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第19条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>2</u> 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p><u>4</u> 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>第20条 (条文省略)</p>	<p>第20条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2</u> 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3</u> 補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第22条～第23条 (条文省略)</p>	<p>第22条～第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第24条 取締役会を招集するときは、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2</u> 取締役及び監査役の会員の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第24条 取締役会を招集するときは、会日の3日前までに各取締役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2</u> 取締役の会員の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役が決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同委の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた場合はこの限りではない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役が決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同委の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(監査役の数)</p> <p>第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p>	(削除)
<p>(常勤の監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	(削除)
<p>(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p>(報酬等) 第39条 監査役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) 第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議の方法) 第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
(新設)	(監査等委員会の議事録) 第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
(新設)	(監査等委員会規程) 第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第41条～第42条 (条文省略)	第37条～第38条 (現行どおり)
第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第44条～第47条 (条文省略)	第40条～第43条 (現行どおり)
附 則	附 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(新設)	(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置) 第2条 令和5年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第40条第1項及び同条第2項の定めるところによる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、現任取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案の効力の発生を条件として、発生するものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	しげまつ ろい 重松 路威 (1980年8月23日生)	2006年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2016年1月 同社パートナー就任 2018年1月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 2020年11月 当社社長執行役員就任（現任）	4,746,400株
	【取締役候補者とした理由】 重松路威氏は、創業から代表取締役として、経営の指揮を執り、事業の発展を牽引してきました。その実績とリーダーシップを活かし、当社の更なる企業価値向上を実現することが期待できることから、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。		
2	やまもと まさあき 山本 正晃 (1978年11月18日生)	2004年4月 ソニー株式会社入社 2019年4月 当社入社 2020年2月 当社 執行役員就任 2020年11月 当社常務執行役員就任（現任） 2022年2月 ニューラルマーケティング株式会社 代表取締役社長兼CEO就任（現任） 2023年3月 当社取締役就任（現任）	1,000株
	【取締役候補者とした理由】 山本正晃氏は、ソニー株式会社にてDVDやヘッドマウントディスプレイの開発・設計に携わった後、複数の新規事業創出・社内スタートアップを牽引した経験を有しております。2019年に当社参画後、研究開発部にて技術開発や商品開発への幅広い貢献を経て、2022年2月には当社完全子会社のニューラルマーケティング株式会社（当時：株式会社ネットテン）の代表取締役に就任し、デジタルックやフォーカスチャネル事業の発展を牽引したほか、ソニー株式会社との資本業務提携の実現にも寄与しました。その実績と経験を活かし、当社の更なる企業価値向上を実現することが期待できることから、同氏を取締役候補者としてしました。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3 新任	いわきり つばさ 岩切 翼 (1991年10月28日生)	2016年4月 シンプレクス株式会社入社 2017年5月 アクセンチュア株式会社入社 2019年7月 当社入社 2021年10月 ニューラルエンジニアリング株式会社 代表取締役社長就任(現任) 2022年1月 当社執行役員就任 2023年2月 当社常務執行役員就任(現任)	0株
	【取締役候補者とした理由】 岩切翼氏は、2019年に当社参画後、事業戦略部にてスマートシティにおける複数の開発プロジェクト及びプロダクト開発(現デジソリユーション含む)に尽力、2021年10月には当社完全子会社のニューラルエンジニアリング株式会社の代表取締役に就任し、デジソリユーションプロダクトの全国的な展開を牽引してきました。商品開発・顧客営業・施工への幅広い経験と知見を有しており、そのリーダーシップを活かし、当社事業のさらなる拡大による企業価値向上を実現することが期待できることから、同氏を新任取締役候補者いたしました。		
4 社外	はずみ まいこ 蓮見 麻衣子 (1974年9月9日生)	1997年4月 株式会社フジテレビジョン入社 2005年8月 フェデリティ投信株式会社入社 2009年7月 有限会社エバーリッチアセットマネジメント入社 (現任) 2018年6月 株式会社サイバー・バズ取締役就任(現任) 2021年3月 Zホールディングス株式会社(現:LINEヤフー株式会社)社外取締役(独立役員)監査等委員就任 (現任) 2021年3月 当社取締役就任(現任)	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 蓮見麻衣子氏は、ファンドマネージャーとしての経験から投資家としての高い見識を保有しております。金融知識に基づく、事業方針の妥当性、注力分野の選別等への助言を期待しております。 また、2021年3月には大手IT企業の取締役に就任され、当社の目指す大規模なIT企業での経験や豊富な海外経験からグローバルの視点での助言をいただけるものと考えております。 上記の理由から、同氏には、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保することが期待できることから引き続き社外取締役候補者いたしました。		

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の重松路威氏は、当社の親会社等に該当します。
3. 取締役候補者の蓮見麻衣子氏は現在当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって社外取締役としての在任期間が3年となります。
4. 当社は、蓮見麻衣子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。蓮見麻衣子氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
5. 当社は社外取締役である蓮見麻衣子氏との間で、その期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。蓮見麻衣子氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案の効力の発生を条件として、発生するものとしたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 社外	たけむら みほ 竹村 実穂 (1984年1月31日生)	2006年4月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2009年8月 公認会計士登録 2013年12月 株式会社アイリッジ常勤監査役就任 2019年3月 当社常勤監査役就任（現任） 2021年10月 ニューラルエンジニアリング株式会社監査役就任（現任） 2022年2月 ニューラルマーケティング株式会社監査役就任（現任）	0株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>竹村実穂氏は、公認会計士としての経験を通じて培った会計及び監査に関する高度な専門性と、上場準備会社及び上場会社での常勤監査役の実務経験等に基づき、業務執行取締役の職務の執行に対する適切な助言・監督を行う能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。なお、同氏は社外監査役以外の方法で会社の経営に直接関与されたことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。</p>			
2 社外	わかまつ としき 若松 俊樹 (1977年9月19日生)	2005年10月 第二東京弁護士会登録 2005年10月 佐藤総合法律事務所入所 2011年6月 株式会社イワキ監査役就任 2016年6月 株式会社Orchestra Holdings取締役就任（現任） 2018年8月 株式会社Voicy取締役就任（現任） 2018年9月 エンゲート株式会社監査役就任（現任） 2019年3月 当社監査役就任（現任） 2019年10月 Saltus法律事務所開業（現任） 2021年4月 ベステラ株式会社取締役就任（現任） 2022年7月 株式会社ハロネット（現：株式会社SFIDA X）取締役就任（現任）	0株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>若松俊樹氏は、弁護士としての豊富な経験を通じて培った法律への高度な専門性と、複数の上場準備会社及び上場会社での社外役員の実務経験等に基づき、業務執行取締役の職務の執行に対する適切な助言・監督を行う能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役以外の方法で事業会社の経営に直接関与されたことはありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3 社外	やまぎし よういち 山岸 洋一 (1964年9月21日生)	1989年4月 野村證券株式会社入社 2011年9月 公認会計士登録 2015年7月 みずほ証券株式会社入社 公開引受部長 2019年7月 キャリアフィロソフィー株式会社 代表取締役社長 (現任) 2019年10月 株式会社ディー・エル・イー 取締役就任 (現任) 2020年3月 当社取締役就任 (現任) 2020年3月 ラオックス株式会社 監査役就任(現任) 2021年2月 BionicM株式会社 監査役就任(現任) 2022年3月 シャディ株式会社 監査役就任(現任) 2022年3月 ファイメクス株式会社 監査役就任(現任) 2023年8月 情報経営イノベーション専門職大学 客員教授 (現任) 2023年12月 SBI大学院大学 教授 (現任)	0株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>山岸洋一氏は、公認会計士の資格を有し、また、証券会社での豊富な経験から、財務及び会計、企業経営に関する高度な知見を有しております。これまでの知見や経験に基づき、業務執行取締役の職務執行に対する適切な助言・監督を行う能力を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に資することが期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>			

- (注)
- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 監査等委員である社外取締役候補者の山岸洋一氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
 - 監査等委員である社外取締役候補者の竹村実穂氏及び若松俊樹氏は現在当社の社外監査役であり、本総会終結の時をもって、社外監査役としての在任期間が兩人とも5年となります。
 - 当社は、竹村実穂氏・山岸洋一氏・若松俊樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。竹村実穂氏・山岸洋一氏・若松俊樹氏の選任が承認された場合、3氏は引き続き独立役員となる予定であります。
 - 当社は竹村実穂氏・山岸洋一氏・若松俊樹氏との間で、各役員がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

【補欠の監査等委員である取締役候補者】

- ・蓮見 麻衣子（はすみ まいこ）

上記候補者の生年月日、略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況、所有する当社の株式の数、及びその他特記事項につきましては、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」において、候補者番号4に記載のとおりですので、そちらをご参照ください。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役に対する報酬額は、2020年3月27日開催の第2回定時株主総会において、「年額300,000千円以内」とご承認いただき、今日に至っております。

当社は、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の規定に従い、上記の現在の報酬額の定めを廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を、経済情勢その他諸般の事情も考慮のうえ、年額300,000千円以内（うち社外取締役については年額50,000千円以内）と設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。本報酬額につきましては、コーポレートガバナンスの強化、業務の専門化・高度化に伴う今後の取締役の役割の拡充、質の確保、当社の事業規模等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。また、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案の効力の発生を条件として、発生するものとし、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと、この報酬額の対象となる取締役の員数は4名（うち、社外取締役1名）となります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の規定に従い、監査等委員である取締役に対する報酬額を、経済情勢その他諸般の事情も考慮のうえ、年額50,000千円以内と設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本報酬額につきましては、コーポレートガバナンスの強化、業務の専門化・高度化に伴う今後の監査等委員である取締役の役割の拡充、質の確保、当社の事業規模等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案の効力の発生を条件として、発生するものとし、第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、この報酬額の対象となる取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）となります。

第7号議案 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の理由

本議案は、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本資本金の額の減少は、当社が経営戦略の一環として最適な資本政策をとり、柔軟性と機動性を確保しつつ、企業価値向上への投資と株主還元に資する利益の最大化を図ることを目的とするものであります。

なお、本件は「純資産の部」の勘定の振替処理であり、純資産合計額に変動はございません。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少すべき資本金の額

資本金の額519,361,899円のうち509,361,899円を減少し、10,000,000円とします。なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 効力発生日

2024年5月15日

以上

株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
東京ミッドタウン日比谷
日比谷三井タワー8階 Room 1 & 2
電話番号： 03-5157-1251



交 通： 東京メトロ千代田線・日比谷線・都営地下鉄三田線「日比谷」駅直結
東京メトロ有楽町線「有楽町」駅 地下通路からA11出口 徒歩4分
東京メトロ丸ノ内線・日比谷線・銀座線「銀座」駅 地下通路から徒歩7分/
C1出口より徒歩5分
JR山手線・京浜東北線「有楽町」駅 日比谷口より徒歩5分

※ オフィス用エレベーターで受付階（9階）に上がっていただき、9階よりエスカレーターで8階会場までお越しください。